

道の駅やちよ
八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター
指定管理者募集要項

令和6年11月

八千代市

目 次

1	募集の目的	1
2	施設管理の基本方針	1
3	ふるさとステーションのリニューアル整備	1～2
4	指定の期間	2
5	指定管理期間におけるリニューアル整備による対象施設の変更	2
6	施設の概要	2～5
7	管理の基準	5～6
8	業務の範囲	6～7
9	管理運営費	7～8
10	管理運営のリスク	8
11	募集・選定等のスケジュール	8
12	申請資格等	9
13	指定管理者の募集	10～12
14	指定管理者候補者の選定	12
15	指定管理者の指定	12
16	協定の締結	12
17	実績の評価	12～13
18	留意事項	13～15
19	添付資料等	15～16
20	問合せ先	16

1 募集の目的

八千代市（以下「市」という。）は、「道の駅やちよ」八千代ふるさとステーション（以下「ふるさとステーション」という。）及びやちよ農業交流センター（以下「農業交流センター」という。）の施設の設置目的に沿った管理運営を効果的かつ安定的に行うため、地方自治法第244条の2及び「ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例」並びに「やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例」の規定により、ふるさとステーション及び農業交流センターの指定管理者を次のとおり募集します。

2 施設管理の基本方針

(1) 施設の設置目的

① ふるさとステーション

農業の振興を図るとともに、市民、農業者及び商工業者相互の交流を深めるため、道路利用者の利便性を向上するとともに、地域の賑わいを創出するため並びに防災機能を強化するため、八千代ふるさとステーションを設置します。

② 農業交流センター

農業に対する市民の理解と関心を深めるとともに農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図り、もって農業の振興に資するため、道路利用者の利便性を向上するとともに、地域の賑わいを創出するため並びに防災機能を強化するため、農業交流センターを設置します。

(2) 施設の管理運営方針

資料1『道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションのリニューアルによる「さらなる賑わいの創出」等を図るための運営方針』及び資料2『道の駅やちよ周辺地区活性化計画・農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）事業実施計画』の内容を実施・達成し、「さらなる賑わいの創出」を図ることが管理運営方針です。

- ① 利用者等が安全で快適に利用できるよう、適正な管理運営を行うこと。
- ② 施設の設置目的に基づき、管理・運営を行うこと。
- ③ 利用者等の多様なニーズに応え、質の高いサービスを提供するよう努めること。
- ④ 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- ⑤ 関係法令等を遵守すること。

3 ふるさとステーションのリニューアル整備

令和3年6月に国土交通省の「道の駅」第3ステージの取組である「防災道の駅」に選定されたことを受け、令和4年3月に策定しました「防災道の駅やちよ整備コンセプト」及び「防災道の駅やちよ整備計画」では、単なる防災施設の強化整備のみではなく、平常時の「道の駅やちよ」のさらなる賑わいを創出し、平常時と災害時ともに拠点として機能できることが重要との考えから、整備に当たっては、防災道の駅として必要となる防災施設の整備やリニューアルを行うこと。平常時の活性化・賑わいの創出として、「農」、「遊び」、「防災」を重要な要素

とし、「行ってみよう！」と思う「防災道の駅」を目指すことを位置づけました。

その後、上記コンセプト及び整備計画を基本として、基本設計が令和5年度に完了し、今年度は実施設計を行い、令和7年7月頃に着工、令和8年6月頃にリニューアル整備が完了する予定です。

4 指定の期間

令和7年7月1日～令和12年3月31日（4年9カ月間・予定）

指定の期間は、指定管理者指定の議決の際に確定します。また、指定管理者として業務を継続することが適当でないと認めるときは、期間内であっても指定を取り消すことがあります。

5 指定管理期間におけるリニューアル整備による対象施設の変更

(1) リニューアル整備期間前

① 期間

リニューアル整備工事開始まで(令和7年7月中旬ごろ開始想定)

② 管理運営施設

ふるさとステーション（防災トイレ含む）

農業交流センター

(2) リニューアル整備期間中

① 期間

令和7年7月から

② 管理運営施設

農業交流センター（ふるさとステーション機能を農業交流センターに移転 仮設店舗含む。）

第1駐車場及び防災トイレ（ふるさとステーション）

(3) リニューアル整備期間後

① 期間

令和8年7月～令和12年3月（リニューアル整備完了予定：令和8年6月）

※ 令和8年7月は、リニューアル整備後のふるさとステーションへの移転に向けた準備期間とします。

② 管理運営施設

ふるさとステーション（防災トイレ含む）

農業交流センター

6 施設の概要

(1) リニューアル整備期間前〔リニューアル整備工事開始まで〕

※ 詳細は、資料3「【リニューアル整備期間前】道の駅やちよ管理区域図及び平面図」のとおり。

① ふるさとステーション

ア 名 称 八千代ふるさとステーション
 イ 開設年月日 平成9年7月（平成9年3月竣工）
 ウ 所在地 八千代市米本4，905番地1
 エ 敷地面積 15，101.30㎡
 オ 建築面積 1，816.48㎡
 カ 延床面積 1，391.89㎡
 キ 規模構造 鉄筋コンクリート平屋建て一部鉄骨造
 ク 付帯設備 附属棟（電気室，ポンプ室，受水槽），浄化槽棟，仮設トイレ（和式2器），駐車場〔第1：77台（大型10台，普通車65台，身障者用2台），第2：59台（普通車59台）第3：135台（普通車135台）〕，調整池，防災トイレ
 ケ 年間利用者数 資料4「道の駅やちよ利用者数等」のとおり。

② 農業交流センター

ア 名 称 やちよ農業交流センター
 イ 開設年月日 平成25年4月（平成25年3月竣工）
 ウ 所在地 八千代市島田2，076番地
 エ 敷地面積 10，358.28㎡
 オ 建築面積 1，740.40㎡
 カ 延床面積 1，487.06㎡
 キ 規模構造 鉄骨造平屋建て
 ク 付帯設備 清掃用具入れ物置，物置，ふれあい広場（芝生広場），ふれあいの森，足洗い場，駐車場109台（普通車106台，身障者用3台），事業用駐車場26台，駐輪場70台，受変電設備，浄化槽
 ケ 年間利用者数 資料4「道の駅やちよ利用者数等」のとおり。

③ 施設構成

区分	施設名称	面積（㎡）
ふるさとステーション	・農産物特産物展示販売場（販売所，倉庫，温室） ・レストラン（客席，厨房，更衣室，トイレ，倉庫，ラウンジ） ・アイスクリームファクトリー ・男子トイレ（小便器4器，大便器洋式2器），女子トイレ（洋式4器），多目的トイレ（洋式1器） ・事務室，休憩室，更衣室，湯沸室，ピロティ，テラス，機械室，情報コーナー，ホール，風除室	1，747.75
農業交流センター	・農産物・加工品販売所（販売所，下処理室，事務室，プレハブ冷蔵庫，ゴミ置場，室外機置場） ・農産物加工所（販売所，厨房，準備室，トイレ，事務室，ゴミ置場）	1，725.90

	・喫茶コーナー（厨房、準備室、事務室、ゴミ置場）、休憩コーナー ・第1研修室、第2研修室、倉庫、室外機置場 ・調理実習室、倉庫、室外機置場 ・男子トイレ（小便器7器、大便器洋式3器、大便器和式1器）、女子トイレ（洋式8器、和式1器）、多目的トイレ（洋式2器、オストメイト付き） ・管理事務所、打合せコーナー、書庫、ゴミ置場 ・ふれあいモール、ピロティ	
--	--	--

(2) リニューアル整備期間中〔令和7年7月から〕

※ 詳細は、資料5「【リニューアル整備期間中】道の駅やちよ管理区域図及び平面図」のとおり。

① ふるさとステーション

6. (1). ①リニューアル整備期間前のうち、駐車場〔第1：77台（大型10台、普通車65台、身障者用2台）〕及び防災トイレの管理運営

② 農業交流センター

6. (1). ②リニューアル整備期間前と同じですが、国による国道16号からのアクセス強化・接道整備及び駐車場増設工事の期間中は駐車台数が減少する予定です。

また、当該期間については、ふるさとステーションの機能を移すため、農産物・加工品販売所、研修室については、農産物直売所。農産物加工所は、アイスクリーム店舗。農産物直売施設棟は花卉販売。喫茶コーナーは、レストランとして利用する予定です。

なお、ふれあい広場（芝生広場）には、不足する農産物直売所面積を補うため、市が仮設店舗を整備する予定です。

(3) リニューアル整備後〔令和8年7月～令和12年3月〕

※ リニューアル整備完了：令和8年6月

※ 令和8年7月については、リニューアル整備後のふるさとステーションへの移転に向けた準備期間となります。引渡し後から、ふるさとステーションの維持・管理に必要な経費は指定管理者の負担となります。

※ 詳細は、資料6「【リニューアル整備後】道の駅やちよ管理区域図及び平面図」のとおり。

① ふるさとステーション

ア 建築面積 2,435.15㎡

イ 延床面積 1,895.75㎡

ウ 規模構造 鉄筋コンクリート平屋建て一部鉄骨造、レストラン木造

エ 付帯設備 附属棟（電気室、ポンプ室、受水槽）、屋根棟、浄化槽、駐車場〔第1：77台（大型10台、普通車65台、身障者用2台）、第2：60台（普通車60台）第3：135台（普通車135台）〕、芝生ひろば

② 農業交流センター

6. (1). ②リニューアル整備期間前と同じ。

③ 施設構成

区分	施設名称	面積 (㎡)
ふるさと ステーション	・農産物特産物展示販売場（販売所，倉庫） ・レストラン（客席，厨房，更衣室，倉庫） ・アイスクリームファクトリー ・新店舗スペース ・男子トイレ（小便器4器，大便器洋式2器），女子トイレ（洋式4器），多目的トイレ（洋式1器） ・事務室，休憩室，更衣室，湯沸室，情報コーナー，エントランスホール，風除室	2,071.73
農業交流 センター	6. (1). ③リニューアル整備期間前と同じ。	1,725.90

7 管理の基準

管理の基準は，以下のとおりとします。詳細については，資料7「道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）管理運営仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(1) 条例・規則に基づく管理運営

- ① 八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例
- ② 八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例施行規則
- ③ やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例
- ④ やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(2) 関係法令等の遵守

仕様書記載の関係法令等の規定を順守してください。

(3) 開館時間等

① 施設等

ア 休館日

無休とします。ただし，施設管理者は，必要があると認めるときは，市長の承認を得て，変更することができます。

※ リニューアル整備期間中は，ふるさとステーションは休館となります。

イ 開館時間

午前9時から午後7時まで

※ リニューアル整備期間中は，ふるさとステーションは，休館となります。

※ 休館日や開館時間については，施設の利用状況及び利用者利便性等を勘案して，指

定管理候補者からの提案に基づき、市と協議のうえ、定めるものとしますので、様式7号「事業計画書」により提案してください。

② 駐車場・トイレ

ア ふるさとステーション

(ア) リニューアル整備期間前

駐車場（第1・3）、トイレ、ピロティ、防災トイレ

(イ) リニューアル整備期間中

第1駐車場及び防災トイレのみ、年中無休で24時間利用可能とします。

(ウ) リニューアル整備期間後

駐車場（第1・2・3）、エントランスホール及び防災トイレは、年中無休で24時間利用可能とします。

イ 農業交流センター

午前9時から午後7時まで

※ 駐車場は、今後、国による国道16号からのアクセス強化・接道整備及び駐車場増設が予定されており、当該整備が完了したときは、年中無休で24時間利用可能とします。

8 業務の範囲

指定管理者が行う業務の詳細については、仕様書を参照してください。

(1) ふるさとステーション

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例第6条「指定管理者が行う業務」に規定される業務を行います。

① 第4条各号に掲げる業務

- ・ 農産物（農産物を原材料として加工、製造又は調理をされた物を含む。）及び特産物の展示及び販売をするための施設の提供又は物品の販売等に関すること。
- ・ 農業者、商工業者及びふるさとステーションに来館する者の交流の促進に関すること。
- ・ 農業情報及び地域情報に関すること。
- ・ 災害の対応に関すること。
- ・ その他ふるさとステーションの設置の目的を達成するために必要な業務

② ふるさとステーションの利用の許可に関する業務

③ ふるさとステーションの施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

④ ふるさとステーションの利用料金の収受、減免及び還付に関すること。

⑤ その他、市長がふるさとステーションの管理上必要と認める業務

(2) 農業交流センター

やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例第6条「指定管理者が行う業務」に規定される業務を行います。

① 第4条各号に掲げる業務

- ・ 農産物（主として区域内において生産された農産物をいい、当該農産物を原材料として加工、製造又は調理（以下「加工等」という。）をされた物を含む。）の展示及び販売を行うための施設の提供又は物品の販売等に関すること。
- ・ 農産物の加工等を行うための施設の提供に関すること。
- ・ 農業体験その他農業に対する市民の理解と関心を深めるための活動に関すること。
- ・ 農業技術、農業経営その他農業に関する研修及び指導に関すること。
- ・ 農業者及び農業交流センターに来館する者の交流の促進に関すること。
- ・ 災害の対応に関すること。
- ・ その他農業交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務

② 農業交流センターの利用の許可に関する業務

③ 農業交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

④ 農業交流センターの利用料金の収受、減免及び還付に関すること。

⑤ その他、市長が農業交流センターの管理上必要と認める業務

(3) 共通事項

自主事業

自主事業は、実施を義務付けるものではありませんが、施設全体の賑わいの創出を図るうえで、市として重要なものと考えています。

9 管理運営費

(1) 利用料金

① 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金制を採用しますので、各施設の利用に係る利用料金は、指定管理者自らの収入となります。

② 利用料金の額については、「八千代ふるさとステーション設置及び管理に関する条例」及び「やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例」の第18条別表に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めることとなります。

(2) 指定管理料

① 管理運営費については、利用料金等の収入による独立採算を目指すものですが、市が提示する指定管理料（市が試算した管理運営費）を利用料金等で賄えない・不足が見込まれる場合は、必要となる指定管理料を応募の際に様式7号事業計画書及び様式8号収支予算書にて、提案してください。

② 指定管理料については、提案をもとに市と指定管理者が協議のうえ、基本協定書や年度協定書で定めることとし、不足額が生じた場合の補填は行いません。

③ 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は、次のとおりとします。この額を参考として、指定管理期間中の収支予算計画を作成してください。

合計 税込み 453,822,000円（予定）

（内訳） ※消費税及び地方消費税を含む。

令和7年度	税込	52,893,000円(予定)
令和8年度	税込	103,626,000円(予定)
令和9年度	税込	99,320,000円(予定)
令和10年度	税込	100,251,000円(予定)
令和11年度	税込	97,732,000円(予定)

ア 指定管理料の内訳

- (ア) 人件費
- (イ) 物件費
- (ウ) 修繕費
- (エ) その他の費用

④ 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払方法は、協定に定めるものとします。

⑤ 管理口座

管理運営業務に係る収入及び支出は、専用の管理口座を設け、経理するものとします。

(3) 納入金

施設の管理運営費は、利用料金収入等と指定管理料で賄われますが、利用料金収入に余剰金が生じた場合は、一部を市へ納付していただきます。

この納入金について、納付する割合や考え方を応募の際に様式7号事業計画書にて、提案してください。

10 管理運営のリスク

ふるさとステーション及び農業交流センターの管理運営を行うに当たって想定されるリスクについては、資料9「道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）リスク分担表」のとおりとし、また、自ら事業を行うに当たって生じるリスクは、指定管理者が負担することとします。

なお、資料9の定めに疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合には、別途、市と協議するものとします。

11 募集・選定等のスケジュール

募集要項配布期間	令和6年11月11日から令和6年12月20日まで
図面等閲覧期間	令和6年11月11日から令和6年12月20日まで
現地説明会申込期間	令和6年11月11日から令和6年11月21日まで
現地説明会	令和6年11月25日
質問受付期間	令和6年11月25日から令和6年12月4日まで
質問回答	令和6年12月11日
申請書受付期間	令和6年12月13日から令和6年12月20日まで
指定管理者選考委員会開催	令和7年1月中旬

選定結果通知	令和7年1月下旬
指定管理者指定	令和7年3月中（令和7年八千代市議会第1回定例会）
協定の締結	令和7年4月から5月まで
管理運営開始	令和7年7月1日

12 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の申請ができる者は、次のとおりとします。

- ① 法人その他団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同して構成する団体（以下「共同企業体」という。）であること。
- ② 指定管理者としての実績

過去5年以内に道の駅（農産物の販売施設又は高速道路のパーキングエリア等の道路等休憩施設を含む。）の指定管理業務の実績又は、一定規模の指定管理業務の実績を有していること。また、農産物の販売促進及び各種イベント・講座を継続的に実施することができ、「さらなる賑わいの創出」を図ることはもとより、地域の活性化に向けて邁進できる者であること。

(2) 欠格事項

以下のいずれかに該当する法人等又は共同企業体は申請できません。

なお、共同企業体については、共同企業体を構成する法人等（以下「構成員」という。）が以下のいずれにも該当しないことが条件となります。

- ① 当該法人等の責めに帰すべき事由により市又は他の地方公共団体から、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない法人等
- ② 資料10「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」第1条第1項各号のいずれかに該当する法人等
- ③ 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- ④ 法人等の役員等（法人ではない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち、以下のいずれかに該当する法人等
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 市税等の滞納がある者
 - エ 指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から5年を経過しない者
- ⑤ 国税、県税、市町村民税に滞納がある法人等

13 指定管理者の募集

(1) 募集要項等の配布

市ホームページ (<https://www.city.yachiyo.lg.jp/>) に掲載及び八千代市経済環境部農政課（以下「20 問合せ先」とします。）で配布します。

(2) 図面等の閲覧

令和6年11月11日から令和6年12月20日までの期間、「20 問合せ先」で道の駅やちよ（ふるさとステーション・農業交流センター）の図面等を閲覧することができます。

(3) 現地説明会の申込み

様式1「現地説明会参加申込書」を「20 問合せ先」記載のメールアドレスに令和6年11月21日午後5時までに送信してください。受付完了後、令和6年11月22日中に返信します。返信がない場合は、「20 問合せ先」記載の電話番号まで連絡してください。

(4) 質問の受付・回答

令和6年11月25日から令和6年12月4日までの期間に、様式2「質問書」を「20 問合せ先」記載のメールアドレスまで送信してください。また、件名は「道の駅やちよ指定管理者質問」としてください。回答は、令和6年12月11日に市のホームページに掲載します。

なお、電話による質問は受け付けません。

(5) 申請書の受付

令和6年12月13日から令和6年12月20日まで。

※ 受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時まで）。

(6) 申請書類

申請に当たっては、次の①～⑫の書類を12部（正本1部、副本11部）提出してください。

- ① 八千代ふるさとステーション指定管理者指定申請書
- ② やちよ農業交流センター指定管理者指定申請書
- ③ 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）指定管理者指定申請書添付書類一覧（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 個人情報外部提供同意書（様式5）
- ⑥ 団体概要書（様式6）上記12申請資格等の条件を満たしていることを確認できるように作成してください。
- ⑦ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑧ 役員名簿
- ⑨ 法人登記事項証明書 ※
- ⑩ 印鑑証明書 ※
- ⑪ 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び前事業年度の事業報告書その他団体の業務内容・実績を明らかにする書類
- ⑫ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度の貸借対照表、収支決算書その他団体の財務

状況を明らかにする書類

- ⑬ 国税，県税，市町村税の各納税証明書 ※
- ⑭ 労働災害補償保険に加入していることを証する書類
- ⑮ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることを証する書類
- ⑯ 雇用保険に加入していることを証する書類
- ⑰ 資格を有することを証する書類
- ⑱ 事業計画書（様式 7）
- ⑲ 収支予算書（様式 8）

共同企業体による申請の場合は，①から⑲までの書類に加え，以下の書類を提出してください。

- ⑳ 共同企業体届出書（様式 9）
- ㉑ 共同企業体協定書（様式 9 関係書類）

共同企業体による申請の場合は，以下の事項に留意してください。

ア 構成員ごとに④から⑰までの書類を提出してください。

イ 共同企業体の名称を設定してください。

※ 「道の駅やちよ」，「八千代ふるさとステーション」，「やちよ農業交流センター」の名称は使用できないものとします。

ウ 共同企業体の代表者を選定してください。

エ 様式 9 関係書類「共同企業体協定書（例）」を参照のうえ，役割や業務分担等について，構成員の間で協定を締結してください。

※ 公的機関が発行する証明書については，申請日以前 3 か月以内に発行されたものを添付してください。

(7) 申請書類の取扱い

- ① 申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- ② 申請書類について，八千代市情報公開条例に基づき，開示請求があった場合は，同条例に定める不開示情報を除き開示します。
また，市は必要に応じて申請書類の全部又は一部を公表できるものとします。
- ③ 申請書類の著作権は，申請者に帰属します。ただし，市は必要に応じて申請書類の全部又は一部を無償で使用又は複製できるものとします。
- ④ 申請書類は，市が必要と認めるものを除き，申請受付後に変更することはできません。

(8) 注意事項

- ① 市が必要と認める場合は，追加書類の提出を求め，又はヒアリングを実施することがあります。
- ② 申請に際して不正行為を行った場合，申請書類に虚偽があった場合又は「1 2 申請資格等(2)欠格事項」のいずれかに該当していることが判明した場合は失格とします。
- ③ 申請受付後に辞退する場合は，様式 1 0「辞退届」を提出してください。
- ④ 申請に係る費用は，全て申請者の負担とします。

- ⑤ 申請者又はその関係者が、本件申請について、自己の有利になる目的のため、八千代市経済環境部所管施設指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員、市の職員又は他の申請者等に接触することを禁止します。

また、接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

- ⑥ 複数の申請、あるいは複数の共同企業体の構成員となり申請することはできません。

14 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

選考委員会において選考を行います。申請者である法人等の代表者等に選考委員会において、プレゼンテーションを行っていただき、委員からの質問に対して代表者等に回答していただきます。市は、選考委員会の審査した結果に基づき、最も適当と認める法人等を指定管理者候補者として選定します。

(2) 審査基準

資料 1 1 「道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）指定管理者選定基準（審査基準）」のとおりとします。

なお、共同企業体による申請の場合は、資料 1 2 「共同企業体審査基準」に基づく審査も行います。

(3) 選定結果

選定結果は、各申請者に文書で通知します。また、市のホームページで公表します。

15 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）の指定管理者を指定する議案として令和 7 年八千代市議会第 1 回定例会に提出します。

16 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で協議を行い、道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）の管理運営に必要な事項を定めるため、協定を締結します。

なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合、市と指定管理者との間で協議するものとします。

17 実績の評価

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎月終了後翌月の 10 日までに月次事業報告書、毎年度終了後 30 日以内に年次事業報告書及び市が必要とする書類を提出することとします。

(2) セルフモニタリングの実施

市のモニタリング実施基準に基づき、指定管理者はセルフモニタリング（管理運営の自己

評価)を実施し、市は、その結果を基に検証を行います。

(3) モニタリングへの協力

市は指定管理者の行う管理運営業務に関し、仕様書に定めるとおり実施されているか確認します。

また、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の確認及び管理についての現地調査を行うことができ、指定管理者は、合理的な理由なく拒否できないこととします。

(4) 管理運営業務評価の実施

市は、評価基準を基に評価を行います。

(5) 評価結果の公表

モニタリング結果は、市のホームページで公表するものとします。

(6) 評価結果の活用

指定管理者は、モニタリングの結果、改善等の指示が出された場合は、その趣旨に沿って対応してください。

18 留意事項

(1) 業務開始の準備

指定管理者は、指定の期間開始の前日までに、業務の実施に当たり必要な準備を行うこととします。

なお、準備に要する費用は、すべて指定管理者として指定された法人等の負担とします。

(2) 第三者委託の禁止

指定管理者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとします。業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市の了承を得るものとします。

(3) 事業継続困難時の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとります。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、次期指定管理者が円滑に管理運営業務を実施できるよう引継ぎを行うものとし、引継ぎに要する費用は全て指定管理者の負担とします。

② 災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、業務の継続の可否について協議するものとします。

(4) 暴力団の排除

資料9「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」に基づき、指定管理者の指定を受けようとする法人等又は当該法人等の役員等が、同合意書第1条第1項各号のいずれかに該当するか否かについて、八千代警察署に照会します。

また、照会に際し、八千代警察署に個人情報を提供することに同意するものとします。

なお、指定管理者又はその役員等が、同合意書第1条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、指定の取消しその他必要な措置を講じます。

(5) 備品等の所有権の帰属

指定管理料で購入した備品の所有権の帰属は、仕様書に定めるものとします。

(6) 指定管理者の法人格変更

団体の名称及び法人格等に変更が生じる場合には、速やかに市に報告することとします。

(7) 保険の加入

指定管理者は、指定の期間中、自らの過失等により、ふるさとステーション及び農業交流センター等に損害を与えた場合に備え、保険に加入するものとします。

(8) 災害応急活動

指定管理者は、災害時に道の駅「やちよ」業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急活動を行うものとします。

また、市が「八千代市地域防災計画」に基づき行う、災害応急活動に協力するものとします。

(9) 事務機器等の設置

指定管理者は、以下の事務機器等の設置を行うものとします。

- ・ 事務に使用するパソコン、プリンター、シュレッダー等の事務機器

※ 仕様書別添 9 備品等一覧表に記載のある事務機器等は、設置してあります。

(10) 目的外使用

敷地及び施設を目的外で使用するときは、市長の許可が必要です。

(11) 電話回線等の準備

① ふるさとステーション

指定管理者が使用する必要な台数の固定電話を用意することとします。

なお、1つの電話番号で4回線以上使用できる電話回線契約を行い、使用料については指定管理者が負担することとします。

② 農業交流センター

指定管理者が使用する固定電話について、原則として、現指定管理者が行ったリース契約を引き継いでいただき、使用料については指定管理者が負担することとします。

なお、リース契約の内容については、以下のとおりです。

契約先	東日本電信電話株式会社
契約満了日	令和12年3月31日
リース金額	月額13,010円（税抜き）
内容	2つの電話番号で3回線及び1回線使用可能

※ リース契約を解除した際に解約金が生じた場合は、指定管理者が負担することとします。

(12) インターネット回線の準備

指定管理者が使用するインターネット回線開設契約を行うこととします。

なお、ふるさとステーション及び農業交流センター各施設1回線以上開設することとし、使用料については、指定管理者が負担することとします。

(13) 無料公衆無線 LAN 利用環境整備

農業交流センターの休憩コーナーで、無料公衆無線 LAN の利用環境を整備するものとします。

※ ふるさとステーションについては、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所による無料公衆無線 LAN の利用環境が整備されています。

(14) 車両の配備

市との事務連絡を行うための車両を配備するものとします。

(15) 消火器の配置

ふるさとステーションは、リニューアル整備完了後に、指定管理者が施設の維持管理に必要な個数の消火器を配置することとします。

農業交流センターには、強化液消火器 8 本・粉末消火器 8 本（いずれも使用期限は令和 15 年度末）を配置しています。

(16) 自動体外式除細動器（AED）

ふるさとステーション及び農業交流センターに、自動体外式除細動器（AED）を配置するものとします。

(17) 防災道の駅機能整備

① 防災トイレ整備（ふるさとステーション敷地内）

国土交通省により、整備が図られ、令和 7 年度供用開始予定です。

※ 当該施設の供用開始後は、維持管理について、指定管理業務の対象とします。

② 農業交流センターへの国道 16 号からのアクセス強化（接道整備・駐車場増設）

国土交通省により、今後、整備が図られる予定です。

※ 指定管理期間中に駐車場の増設が完了したときは、指定管理業務の対象とします。

③ 防災倉庫（ふるさとステーション敷地内）

市が整備を行い、供用開始しています。

19 添付資料等

(1) 資料

資料 1 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションのリニューアルによる「さらなる賑わいの創出」等を図るための運営方針

資料 2 道の駅やちよ周辺地区活性化計画・農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）事業実施計画

資料 3 【リニューアル整備期間前】道の駅やちよ管理区域図及び平面図

資料 4 道の駅やちよ利用者数等

資料 5 【リニューアル整備期間中】道の駅やちよ管理区域図及び平面図

資料 6 【リニューアル整備期間後】道の駅やちよ管理区域図及び平面図

資料 7 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）管理運営仕様書

資料 8 指定管理者が行う業務の分類

資料 9 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）リスク

分担表

資料 10 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書

資料 11 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）指定
管理者定基準（審査基準）

資料 12 共同企業体審査基準

資料 13-1 【リニューアル整備期間中】八千代ふるさとステーションの設置及び管理に
関する条例

資料 13-2 【リニューアル整備期間後】八千代ふるさとステーションの設置及び管理に
関する条例

資料 14 やちよ農業交流センターの設置及びに関する条例

資料 15 防災道の駅やちよ基本設計概要説明書

(2) 様式

様式 1 現地説明会参加申込書

様式 2 質問書

様式 3 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）
指定管理者指定申請書添付書類一覧

様式 4 誓約書

様式 5 個人情報外部提供同意書

様式 6 団体概要書

様式 7 事業計画書

様式 8 収支予算書

様式 9 共同企業体届出書

様式 9 関係書類 共同企業体協定書（例）

様式 10 辞退届

20 問合せ先

千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 番地 5

八千代市 経済環境部 農政課

電話番号 047-421-6750（内線 3588）

メールアドレス nousei3@city.yachiyo.chiba.jp

受付時間 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで